

○富士市母子家庭等医療費助成金支給条例

昭和55年 3 月 29 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、母子家庭等にかかる医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「母子家庭等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 次に掲げる者で現に20歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養しているもの

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子

イ 配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1 条第 3 項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第 1 項の規定による命令（被害者（同項に規定する被害者をいう。）からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けているため、その扶養を受けることができない者

(2) 前号に掲げる者に現に扶養されている20歳の誕生日の前日までの間にある児童

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条第 1 項に規定する児童のうち20歳の誕生日の前日までの間にある児童

(助成の対象)

第 3 条 この条例に基づいて医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する母子家庭等とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第 1 項第 4 号に規定する医療扶助を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童、同号の規定により児童福祉施設に入所措置されている児童、同条第 2 項の規定により指定発達支援医療機関に委託されている児童及び同法第22条の規定により助産施設に入所措置されている者を除く。

(1) 本市に住所を有する者であること（現に前条第 1 号に掲げる者（同条第 3 号の児童にあつては、その養育者）に扶養されている児童であつて、進学等の理由により本市に住所を有しないものを除く。）。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による被保険者、組合員又は被扶養者であること。

2 助成対象者又は助成対象者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877

条第1項に定める者をいう。以下同じ。)でその助成対象者と生計を同じくするもの(助成対象者が前条第3号に掲げる者である場合は、この者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。)の前年の所得(1月から6月までの申請については前々年の所得とする。)について所得税が課せられているとき(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課せられないこととなるときを除く。)は、前項の規定にかかわらず助成の対象としない。

3 助成対象者又は助成対象者の扶養義務者でその助成対象者と生計を同じくするものが、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合は、その者に係る前項の所得税の額の算定については、その者を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫とみなし、同法第81条及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17の規定の例によるものとする。

(助成の特例)

第4条 小学校就学の始期から義務教育を終了するまでの母子家庭等である児童で、1回の入院が14日を超える療養を受けたものには、前条第2項の規定にかかわらず、医療費の助成を行う。

(受給資格の認定)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより受給資格について認定を受けなければならない。

(受給者証)

第6条 市長は、前条の認定をしたときは、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の更新申請等)

第7条 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、毎年6月1日から同月30日までの間に申請書を市長に提出して、その交付を受けなければならない。

(助成金)

第8条 市が助成する医療費は、次に掲げる療養に要する費用(健康保険法第76条第2項及び第85条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額)から保険給付額(医療保険各法に規定する療養の給付の額並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、高額療養費及び特別療養費の支給の額をいう。)、健康保険組合等の規約又は定款等の規定による付加給付額その他法令の規定に基づき補填された医療費の合計額を控除した額とする。

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療

(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(6) 前号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養

(助成金の申請)

第9条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給資格者」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、その診療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内に、支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、母子家庭等医療費明細書の提出があつたときは、当該申請を省略させることができる。

(助成金の支給)

第10条 市長は、前条による申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたものについて受給資格者に助成金を支給する。

(認定の取消し等)

第11条 市長は、受給資格者が次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により第5条に規定する認定を受けたとき。

(2) この条例の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合において、現に助成金が支給されているときは、当該助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(損害賠償請求権)

第12条 市長は、第三者の行為によつて生じた療養について助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で受給資格者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年3月29日条例第18号）

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた療養に要した医療費に係る助成金については、なお従前の例による。